

(平成25年11月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月12日は5万円、同年12月25日は14万5,000円、16年8月12日は8万1,000円、同年12月24日は14万2,000円、17年8月12日は7万9,000円、同年12月22日は14万3,000円、18年8月11日は7万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年8月12日
④ 平成16年12月24日
⑤ 平成17年8月12日
⑥ 平成17年12月22日
⑦ 平成18年8月11日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、

これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立人が提出した申立期間に係る申立人名義の金融機関の取引明細表及び当該期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の取引明細表及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成15年8月12日は5万円、同年12月25日は14万5,000円、16年8月12日は8万1,000円、同年12月24日は14万2,000円、17年8月12日は7万9,000円、同年12月22日は14万3,000円、18年8月11日は7万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月12日は8万4,000円、同年12月25日は14万5,000円、16年8月12日は7万9,000円、同年12月24日は14万2,000円、17年8月12日は7万7,000円、同年12月22日は13万8,000円、18年8月11日は7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年8月12日
④ 平成16年12月24日
⑤ 平成17年8月12日
⑥ 平成17年12月22日
⑦ 平成18年8月11日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、

これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立人が提出した申立期間に係る申立人名義の金融機関の取引明細表及び当該期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の取引明細表及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成15年8月12日は8万4,000円、同年12月25日は14万5,000円、16年8月12日は7万9,000円、同年12月24日は14万2,000円、17年8月12日は7万7,000円、同年12月22日は13万8,000円、18年8月11日は7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月12日は9万円、同年12月25日は15万5,000円、16年8月12日は8万5,000円、同年12月24日は14万7,000円、17年8月12日は8万3,000円、同年12月22日は14万8,000円、18年8月11日は8万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年8月12日
④ 平成16年12月24日
⑤ 平成17年8月12日
⑥ 平成17年12月22日
⑦ 平成18年8月11日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、

これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立人が提出した申立期間に係る申立人名義の金融機関の取引明細表及び当該期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の取引明細表及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成15年8月12日は9万円、同年12月25日は15万5,000円、16年8月12日は8万5,000円、同年12月24日は14万7,000円、17年8月12日は8万3,000円、同年12月22日は14万8,000円、18年8月11日は8万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和49年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月1日から同年7月1日まで

私は、昭和49年4月にA社に入社し、同社本社での研修後、同年6月1日付けで同期入社と同僚3人と一緒に同社C支店に異動となり、その後、55年1月に退職するまで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同社同支店の社会保険事務担当者の供述及び申立人と同時期に入社し同社本社から同社同支店へ同時期に転勤したとする同僚3人のうち2人の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを特定できる人事記録等の資料は無いものの、前述の同僚二人が、昭和49年6月1日にA社本社から同社C支店に異動した旨供述していることから判断すると、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和49年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とするこ

とが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、根拠となる資料等が無いので不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和49年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月1日から同年7月1日まで

私は、昭和49年4月にA社に入社し、同社本社での研修後、同年6月1日付けで同期入社と同僚3人と一緒に同社C支店に異動となった。その後、51年12月に退職するまで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同社同支店の社会保険事務担当者の供述及び申立人と同時期に入社し同社本社から同社同支店へ同時期に転勤したとする同僚3人のうち2人の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを特定できる人事記録等の資料は無いものの、前述の同僚二人が、昭和49年6月1日にA社本社から同社C支店に異動した旨供述していることから判断すると、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和49年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とするこ

とが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、根拠となる資料等が無いので不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 1 日から 33 年 11 月 22 日まで
② 昭和 33 年 11 月 26 日から 38 年 4 月 1 日まで

オンライン記録によると、申立期間①及び②について脱退手当金が昭和 39 年 8 月に支給済みとされているが、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無い。

申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、昭和 39 年 7 月 3 日付けで、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から脱退手当金の裁定庁である社会保険事務所（当時）へ回答したとみられる記載が確認でき、脱退手当金の請求が行われたことがうかがえる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱 39. 8. 25」の記載が確認できる。

さらに、前述の名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 38 年 4 月 1 日の前後 2 年以内に同資格を喪失し、脱退手当金の支給記録が確認できる同僚 10 人全員に、申立人と同様に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認でき、かつ、当該 10 人のうち、連絡が取れた 4 人のうち 3 人が脱退手当金を受給したと供述しているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いという主張のほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月 1 日から 62 年 6 月 25 日まで

私は、A社に勤務した申立期間のうち2か月分を除いた期間に係る給与明細書及び給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）を所持しているが、私の年金記録を見ると、標準報酬月額が当該給与明細書に記載された報酬月額よりも低く記録されている。

申立期間について、正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる船員保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

2 申立人が提出した申立期間のうち2か月分（昭和 56 年 1 月及び同年 4 月）を除く期間に係る給与明細書及びA社が作成した給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）により確認又は推認できる船員保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 5 日から同年 6 月 15 日まで
② 昭和 31 年 12 月 1 日から 35 年 4 月 21 日まで

私の年金記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間である申立期間①及び②について、脱退手当金を受給したとされているが、手続きをした記憶は無い。

申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金の支給決定日は、昭和 36 年 2 月 3 日とされているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、A社を退職後、38 年 9 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いという主張のほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

九州（佐賀）厚生年金 事案 4895

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月頃から 48 年 11 月頃まで

私は、提出した昭和 48 年 9 月 5 日付けの表彰状のとおり、A 社（現在は、B 社）の C 係に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管する昭和 48 年 6 月 21 日、同年 7 月 21 日及び同年 8 月 23 日付けの「D 部人員配置図」のいずれにも申立人の姓名が確認できること並びに申立人が提出した A 社から授与された同年 9 月 5 日付けの表彰状の写しから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したが、申立人が同僚として姓名を挙げている者及び前述の「D 部人員配置図」に記載されている複数の者について厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、同社は、申立期間当時、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、B 社は、「申立人の厚生年金保険料の控除については給与明細書等が残っていないため不明である。」と回答している上、同社が保管する申立期間当時の「社会保険資格取得台帳」（A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の姓名、健康保険番号及び資格取得日が記載された一覧表）の中に申立人の姓名は確認できず、一方で同台帳に A 社で厚生年金保険被保険者資格を取得したと記載されている複数の者の姓名、健康保険番号及び資格取得日はオンライン記録と一致している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。